

# 1 策定の経過

## 1) 策定調整委員会の経過は次のとおりです。

都市全体の課題を踏まえ、市民意見を反映した都市計画マスタープラン(案)の作成を行いました。

回数	月 日	主 な 議 題
第1回	平成14年6月4日	策定方針 市川市の現況及び上位計画等 市川市の課題
第2回	平成14年8月28日	全体構想 ・全体構想の構成について ・都市づくりの目標と将来都市構造の考え方について 地域別構想 ・地域別市民懇談会の状況報告と調整について
第3回	平成14年11月26日	全体構想 ・都市づくりの目標について ・将来都市構造の考え方について 地域別構想 ・地域別市民懇談会の状況報告と調整について
第4回	平成15年1月9日	全体構想 ・将来都市構造図について ・まちづくり整備方針の構成と考え方について
第5回	平成15年5月26日	全体構想 ・将来都市構造図について ・まちづくり整備方針の構成と骨子について ・市川市の主な課題等について 地域別構想 ・地域別構想の調整について
第6回	平成15年9月1日	全体構想 ・将来都市構造図について ・まちづくりの整備方針について まちづくりの推進方策の検討 地域別構想 ・地域別構想素案について・報告
第7回	平成15年11月25日	まちづくりの推進方策 市川市都市計画マスタープラン(案)・承認

## 2) 地域別市民懇談会の経過は次のとおりです。

市民の生活の視線により、地域の特徴を活かした地域別構想(案)の作成を行いました。

回数	開催時期	主な検討内容
第1回	平成14年6月中旬	会員の自己紹介、 地域の良いところ・課題の抽出(ガリバーマップ)
第2回	7月中旬	地域を知る(まち歩き・地域探検)
第3回	8月中旬	地域の特性と課題の検討
第4回	9月下旬	地域の将来像、目標の検討(ワークショップ)
第5回	10月下旬	地域の将来像、目標、構造、方針の検討
第6回	平成15年1月下旬	地域の方針及び方針図の検討、全体構想の中間報告
第7回	7月中旬	地域別構想素案のまとめ、全体構想の中間報告

4地域(北東部、北西部、中部、南部)とも土曜・日曜日に開催しました。

## 3) 情報提供と意見収集の経過は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成12年12月23日	広報/都市計画マスタープラン策定開始のお知らせ、策定の考え方、市民モニター募集 HP/都市計画マスタープランコーナーを開設
平成13年 1月13日 2月15日 6月1日 8月1日 8月21日 9月7日 10月13日 10月20日 12月16日 12月	広報/市民モニター追加募集 市民モニター/策定の進め方についてのアンケート 電子会議室/住みやすいまちとは 電子会議室/市川らしさ、街づくりに活かしたいところとは HP/「都市計画マスタープランとは」を掲載 市民モニター/「まちのデータ集」のアンケート 広報/地域の特性を踏まえ市民との協働、電子会議室開設のお知らせ 電子会議室/将来の市川市の姿 広報フォーラムアイ/都市マスの概要、市民参加の流れ、4地域の紹介 HP/「まちのデータ集」概要を掲載
平成14年 1月23日 3月18日 5月11日 5月13日 6月 9月30日 10月12日 10月20日	まちづくり講演会(市民文化会館)/講演、都市マスとは 市民モニター/「地域別ハンドブック」のアンケート 広報/策定調整委員会・地域別市民懇談会(4地域)の参加者募集 多目的ホール/都市マスとは、委員会・懇談会の参加者募集 HP/第1回策定調整委員会の報告、策定方針の掲載 多目的ホール/地域の課題と特性、小学生の作文・絵画の展示 広報/委員会・懇談会作業状況の中間報告 広報フォーラムアイ/地域別懇談会の状況報告
平成15年 1月15日 3月24日 6月28日 7月7日 7月24日 10月25日 11月5日 11月15日	電子会議室/安心して暮らせるまち、市民にできること 多目的ホール/地域別構想(将来像・目標・構造)全体構想(目標) 広報フォーラムアイ/全体構想・地域構想素案の中間報告 多目的ホール/全体構想・地域構想素案の中間報告 市民モニター/地域別構想(懇談会まとめ案)に対する意見収集 広報特集号/全体構想・地域別構想の素案 市民モニター/地域別構想素案に対する意見収集 都市マス説明会/全体構想・地域別構想の素案 意見を述べる会(公聴会)の開催

HP(ホームページ)は平成14年6月以降、策定調整委員会及び地域別市民懇談会の開催にあわせて検討内容を掲載してきました。

なお、今までに寄せられました意見については「市民意見集」として別途まとめています。

#### 4) 市民モニター（合計118名：北東部28名、北西部32名、中部21名、南部37名）

都市計画マスタープランを検討する際の資料「まちのデータ集」「地域別ハンドブック」の作成段階から意見を求め、地域別構想素案についても意見を頂きました。

#### 5) 子供の意見

市内の小学校に「未来の市川 こんなまちにしたい、こんなまちに住みたい」をテーマとした作文や絵の協力を頂きました。（作文：206点、絵：187点）

作品応募校：大町小学校、大野小学校、中山小学校、中国分小学校、百合台小学校、市川小学校、宮田小学校、鬼高小学校、新浜小学校、新井小学校

#### 6) まちづくり講演会・説明会の状況

##### まちづくり講演会

開催日時：平成14年1月23日 午後6時20分から8時

開催場所：市川市文化会館小ホール

講演：「豊かなまちづくりへのヒント」千葉商大学助教授 宮崎 緑

説明：「市川市都市計画マスタープランについて」都市計画課長

##### 説明会

開催日時：平成15年11月5日 午後6時から8時

開催場所：市役所第5委員会室

説明：「全体構想・地域別構想の素案について」

出席者：市民 25名

#### 7) 意見を述べる会（公聴会）の状況

開催日時：平成15年11月15日 午前10時から12時

開催場所：市役所第5委員会室

公述者：6名、傍聴人：10名、市役所：11名、事務局：5名

#### 8) 都市計画審議会への報告状況

第1回	平成14年	5月28日	策定方針
第2回	平成14年	10月7日	地域別市民懇談会の状況
第3回	平成15年	2月3日	全体/目標、地域/市民懇談会の状況
第4回	平成15年	7月29日	全体/将来都市構造、地域/将来像、目標、構造等
第5回	平成15年	9月30日	全体/整備方針等、地域/整備方針等
第6回	平成16年	1月29日	市川市都市計画マスタープラン案の諮問・答申

平成 16 年 1 月 14 日

市川市都市計画審議会  
会長 黒川 洸 様

市川市長 千葉 光 行

市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり策定いたしたく、貴審議会に諮問いたします。

平成 16 年 2 月 4 日

市川市長 千葉 光 行 様

市川市都市計画審議会  
会長 黒川 洸

市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定について（答申）

平成 16 年 1 月 14 日付け、市川第 20040109 - 0091 号で諮問のありましたこのことについては、適当と認めます。

なお、当該方針の推進にあたっては、次のことに十分な配慮を望みます。

## 記

1. 市川市は、古い歴史を持ち、緑・畑・海等の自然環境に恵まれ、多様性に富んだ都市であることから、これらの地域特性を活かし、個性あるまちづくりに努めること。
2. 本方針の策定手法は、従来に無い市民参加の取り組みといえる。その体制や経験を活かして、協働によるまちづくりに、努めること。
3. 住工混在の土地利用が存続する地域においては、相互の環境に配慮し、混在による課題解決に向け、協議・検討に努めること。

## 2 . 策定調整委員会・地域別市民懇談会 名簿

1) 策定調整委員会の委員は次のとおりです。

氏 名	役 職 名	備 考
【会 長】 大村 謙二郎	筑波大学教授	
【副 会 長】 川口 有一郎	明海大学教授	南部地域 座長
川岸 梅和	日本大学教授	中部地域 座長
山口 徹	千葉商科大学助教授	北西部地域 座長
山崎 誠子	武蔵工業大学講師	北東部地域 座長
岡野谷 藤郎	自治会連合会推薦	北東部地域
藤城 権司	自治会連合会推薦	北西部地域
福田 七郎	自治会連合会推薦	中部地域
松沢 文治	自治会連合会推薦	南部地域
大野原 正之	市民（北東部地域）	一般公募
佐々木 貢二	市民（北西部地域）	〃
大内 圭二	市民（中部地域）	〃
古井 利哉	市民（南部地域）	〃
板橋 和一郎	市川市農業協同組合 企画部長	農業関係団体推薦
宮崎 太三郎	南行徳漁業協同組合 専務理事	漁業関係団体推薦
吉田 教明	市川商工会議所 理事	商工業関係団体推薦
本島 彰	市川市建設局長	

（敬称略）

役職名は、平成15年時点のものです。

## 2) 地域別市民懇談会の会員は次のとおりです。(五十音順、敬称略)

### 北東部地域 (20名)

山崎誠子(座長) 石坂勝信、伊藤卓爾、大河内英夫、岡崎雅英、岡野谷藤郎、川上幸延、栗山善夫、佐藤真由美、志賀 薫、高橋 聡、鳥居雪子、西村清、番匠和子、堀田悦子、森角武久、横山孝仁、米沢幸枝、渡辺克巳、他1名

### 北西部地域 (22名)

山口徹(座長) 伊佐由美子、出穂孝之、岩崎涼子、井上喜久男、大越瑞世、小川美由紀、加藤誠八、加藤 泰、川崎 勲、小平ゆき、小林喜世志、小林慶久、佐藤正男、介川武夫、田辺保衛、谷口孝夫、千葉貞夫、長井由公子、長澤一穂、山田照雄、巨理 篤

### 中部地域 (19名)

川岸梅和(座長) 五十嵐正、近江利雄、荻原幸雄、小沢智二、金子博彰、狩野 裕、川口 勲、櫻橋 稔、佐藤静子、東條三枝子、富永 滋、中村聡夫、西村正次郎、松本恒夫、梁川幸作、山田龍太郎、湯浅起市郎、他1名

### 南部地域 (20名)

川口有一郎(座長) 石黒永二、宇山尚仁、遠藤敏明、大塚チツ子、大関 朗、小川 栄、奥田千城、加地 弘、春日 仁、神長正夫、草木 宏、小板橋裕一、小塚義雄、清水恒信、丹藤 翠、伝田和幸、長谷川長二郎、藤樫健二、本橋 弘

### 3 市川市都市計画マスタープラン策定調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定について、市内の各地域から提案された意見について多様な観点から検討及び調整を行うため、本市に市川市都市計画マスタープラン策定調整委員会(以下「策定調整委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 策定調整委員会は、市内の各地域から提案された意見について検討及び調整を行い、都市計画マスタープランの案を作成するものとする。

(組織)

第3条 策定調整委員会は、委員18名以下で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 農業、商業、工業又は漁業団体に属する者
- (4) 市民

2 委員の任期は、委嘱された日から都市計画マスタープランの案の作成が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定調整委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから定める。

3 会長は、会務を統理し、策定調整委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 策定調整委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議が終了したときは、会長は、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認めるときは、会議に市の職員その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 策定調整委員会の事務は、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定調整委員会の運営その他必要な事項は、策定調整委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。



## 4 . 用語集



### あ行

#### アクセス（道路）

ある場所への出入りや到達するための手段（道路）のこと。

#### 一時避難場所

最初に避難し、災害状況の確認をするとともに、情報を得る一時的な避難や集合待機場所のこと。一般的に学校や公園を設定する。

#### 雨水の活用（雨水利用システム）

雨水を専用のタンクに貯留し、様々な用途（水撒きなどの雑用水や非常用生活水など）に再利用する仕組みのこと。

#### 屋上緑化

身近な「緑」を創出するために建物の屋上等に植栽すること。屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市における気温低減効果がある。

#### NPO（民間非営利団体）

営利を目的とせずに、教育・福祉・環境保全・まちづくり等の公益的な活動を行う民間団体のこと。

#### 延焼遮断（帯）

道路や河川、鉄道、公園等を活用して市街地の火災の延焼を防止する役割を担うもののこと。また、必要に応じてその周辺の建物等を不燃化して遮断帯とすること。

#### オープンスペース

公園、広場、河川敷、農地等の建物の無い開放的な空間のこと。避難場所や延焼遮断等、防災上の役割も担う。



### か行

#### 外かん道路の環境保全空間

外かん道路一般部（国道 298 号）の両側に設けられる植樹帯・自転車歩行者道・サービス道路からなる幅約 16m の空間のこと。

#### カー・シェアリング

駐車場不足、交通渋滞、環境問題等の改善を図るために、1 台、または数台の車を複数の人や世帯が共同で保有し、必要に応じて利用しあうこと。

#### 緩衝緑地

自動車交通の排気ガスや工場の操業による騒音等の影響を和らげることを目的に設ける植樹帯等の施設のこと。

#### 北千葉道路

外かん道路から千葉ニュータウンを経て、成田空港へアクセスするための都市計画決定された道路のこと。

#### 基盤施設

道路、公園、下水道等、日常生活に必要な公共施設のこと

### 狭隘（きょうあい）道路

道幅が狭く、緊急車両の通行や防災面に支障となる4mに満たない道路のこと。

### 行徳近郊緑地特別保全地区

良好な自然環境を有し、動植物の生息地等として、また、周辺住民の健全な生活環境を確保するために、昭和45年8月に都市緑地保全法に基づき、指定された宮内庁新浜鴨場と周辺緑地及び水辺を含む83ヘクタールの緑地のこと。

### 区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な公共施設整備による良好な市街地を形成するために、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めること。

### 景観ガイドライン

良好な景観形成を目的に、建築物等の形態や意匠等を規制、誘導するための指針のこと。

### 景観に関する条例

都市の特性を活かした景観まちづくりに市民と協働で取り組むための理念やルール、また、建築物等に対する規制・誘導等に関する取組みを定めたものこと。

### 建築協定

住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することを目的に、一定区域の住民全員の合意により、建築基準法による認可を得て締結する、敷地規模や建物の用途、構造、形態等に関するルールを定める制度のこと。

### 広域避難場所

地震等の大規模災害に伴う二次災害を回避するための安全な場所、または被災者の救援等を行う場所のこと。

### 公共用水域

生活水や事業用水及びレクリエーション等に利用される河川、湖沼、沿岸海域等のこと。

### 交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。

### 交通バリアフリー法

高齢者や障害者等が公共交通機関を使用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的とする法律のこと。（平成12年5月制定）

### コージェネレーションシステム

燃焼により発生する発電エネルギーのうち、廃熱となる部分を冷暖房や温水等の供給に活用する仕組みのこと。

### コミュニティ

共通の目標や関心事に基づく、相互に信頼感のある住民の組織、または、これにより成り立つ地域社会のこと。テーマ型のコミュニティや自治会・町内会等の一定の範囲を基本とする地域コミュニティがある。

### コミュニティバス

交通不便地区や高齢者等の日常行動を支援するために、小回りのきく小型バスを用いてきめ細かなサービスを行う地域密着型のバスのこと。



## 里 山

古くから人々の生活に深く関わりながら、維持されてきた、樹林地や草地、水辺等の一体をいう。

## サイン

公共施設や歴史・文化的な施設等をわかりやすく紹介するとともに、施設利用者への道案内となるもののこと。

## 市街化区域、市街化調整区域

市街化区域は、都市の発展動向を考え合わせて市街地として積極的に整備する区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のことで、都市計画に定められるもの。

## 市街地再開発事業

既成市街地において、建築物や公共施設等を一体的に再整備し、土地を有効活用して都市機能の更新を図り、公共の福祉に資することを目的とする都市再開発法に基づく事業のこと。本市では、市川駅南口地区（市施行）と本八幡駅北口地区（組合施行）を進めている。

## 事業者

市の産業を支える商業や工業主、また専門的な知識を有している企業等、市内で事業展開している者の総称。

## 資源循環

資源の枯渇や環境汚染に対処するため、不用物の発生減に努め、発生した不用物は再生・再利用を図る等、一度使用したものを繰り返し使用して環境への影響を抑制する仕組みのこと。また、雨水や排

水利用などの水の再利用を図ること。

## 修景施設

ストリートファニチャーを参照。

## 住環境

「住む」という視点から見た道路や公園等の充足、または整備状況、さらに、日照・通風など、住居を取り巻く環境のこと。

## 省エネルギー

建物の気密性や断熱性を高めることで、冷暖房の効率を上げるなど、効率的なエネルギーの使い方により、少ない消費量で同じ効果を得るように努め、総消費量の抑制を図ること。

## 少子高齢化

出生率の低下による子供数の低下現象を少子化といい、また、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。出生率低下が高齢化の一因であるということから、少子高齢化という使い方をしている。

## 情報提供システム

道路の混雑状況や駐車場の利用状況、また市内のイベントや公共施設の地理情報などを通信機能を活用して提供する仕組みのこと。

## 情報ネットワーク

コンピューター等を利用した様々な情報の提供や相互利用を可能とする伝達網のこと。

## シンボルロード

並木の形成、幅広い歩道整備、電線類の地中化、テーマに沿った街並み形成など、地域、あるいは地区の象徴となる道のこと。

### ストリートファニチャー

街灯、ベンチ、案内板、彫刻、噴水など、街路に設置される物の総称であり、空間に潤いを与え、快適な歩行空間を創出するものこと。

### スーパー堤防（高規格堤防）

河川の氾濫による甚大な被害を予防するため、後背地の市街地整備（盛土）と合わせて構築される従来型より幅が広く厚みがある安全性の高い堤防のこと。後背地との一体的な整備により親水性の確保や良好な空間形成に効果がある。

### 生産緑地

市街化区域内において、農地の適正な保全と災害の防止や都市環境の保全などを目的に、都市計画法に基づき指定される農地のこと。指定後は一定期間、農地として管理することを義務付けられる。

### 総合計画

長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。

### 総合設計制度

敷地内に広場や歩道など、公開の空地を確保した計画で、交通・安全・防火上、及び衛生上支障なく、周辺の市街地環境に貢献すると認められた建築計画において、容積率や高さの緩和が可能になる建築基準法に基づく制度のこと。



## た 行

### 耐火・不燃化

市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域を定める。防火地域は主として商業地等で建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定され、準防火地域は防火地域に準ずる地域について指定される。それぞれの地域に指定されると、建築物の構造（耐火構造、防火構造など）や防火設備に一定の制限が課せられる。

### 太陽エネルギー等（自然エネルギー）

光や熱、風、水、波などを利用して生み出されるエネルギーのこと。

### 第二湾岸道路

東京湾岸地域の主要都市を結ぶとともに、首都圏における放射及び環状道路の役割を担うための自動車専用道路のこと。正式名称は「第二東京湾岸道路」。

### 耐火性等の推進（耐火建築物）

建築物の壁・柱・はり・屋根等を鉄筋コンクリート等の耐火構造とし、窓等の開口部に防火シャッター等を設けた建築物のこと。

### 宅地開発に関する条例等

本市で制定している宅地開発に関する条例としては、「開発許可の基準について」「宅地開発事業における手続きや公共施設等の整備の基準について」「工業地域等における大型マンション等の建築に係る手続きについて」「中高層建築物の建築に係る紛争予防と調整について」などがある。

### 多自然型の水辺環境整備

生物の生息・生育環境に配慮するために自然材料（石材、木材、植物）を用いた河川整備等のこと。

### 東京10号線延伸

都営地下鉄新宿線（東京10号線）を、本八幡から新鎌ヶ谷間について延伸する計画のこと。現在、千葉県、鎌ヶ谷市とともに調査検討を進めている。

### 地区計画

地区の特色を活かしたきめ細かなまちづくりを行うために、住民合意のもとに建築物等の用途・形態・意匠、垣・さく等の構造等を定める都市計画法に基づく制度のこと。本市では、堀之内地区や妙典地区など11地区を定めている。

### 鳥獣保護区

野鳥等の保護や狩猟の適正化、生物の多様化の確保、及び生活環境の保全を図るため、国又は県が指定した区域のこと。本市では行徳鳥獣保護区（56ha）が設けられている。

### 調節池

河川沿いの低地などに人工的な池を設け、大雨の際に、河川の流量を調節する施設のこと

### 辻広場

ポケットパークを参照。

### 低床（リフト付き）バス

バスの床を低くし、道路との段差を少なくし、高齢者や障害者等、誰もが乗降しやすい構造としたバス。また、昇降用リフトやスロープを装備しているバスのこと。

### 土地の高度利用

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地を複合的に利用し、有効に活用すること。

### 土地利用転換

社会経済情勢等の変化に伴い、大型の事業所用地がマンション用地に変わるなど、従来と異なる土地利用を行うこと。



な行

### 農業振興地域

農業の健全な発展と長期にわたり農業の振興を図るために指定する区域のこと。



は行

### バスベイ

歩行者の安全性や交通の円滑性を図るために、車道の一部を歩道側に広げたバスの停車場所のこと。

### バリアフリー

高齢者や障害者が生活していく上で障害となるものを取り除くこと。

### ヒートアイランド現象

コンクリートやアスファルトによる熱放射や空調設備の排熱などにより、都市部の気温が郊外より高くなる現象のこと。

### 風致地区

都市における良好な自然的景観（都市の風致）を維持するために、都市計画法に基づき指定する地区のこと。

## 壁面後退

良好な街並み景観の整備や安全な歩行者空間の確保等を目的として、道路や隣地との境界線から建築物の外壁まで一定の距離を保つこと。制限については、地区計画や建築協定などにより定める。

## 壁面緑化

「緑」を創出するために、フラワーポットや花壇などを設置すること。また、外壁を蔦(つた)等で覆うこと。

## 防災拠点

災害時における活動拠点であり、医療救護所、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設のこと。

## 歩車共存

歩行者・自転車と自動車の安全な通行を相互に確保すること。

## 保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、市長が指定する樹木や樹林のこと。所有者は、保存樹木や保存樹林について、枯損の防止など保存に努める義務を負う。

## ポケットパーク

ポケットほどの小さな公園という意味で、潤いや休息のためにビル街や住宅街の一画、また歩道の一部等に整備した小さな公園や緑地のこと。

## ボンエルフ

道路の車道部分を屈曲させたり、ハンブ(凹凸)をつけるなど車の速度を抑える手法を取り入れた、歩車共存道路のこと。

## ま行

## モニュメント

修景施設の一つで、施設や地域のシンボル(記念として建てられる建造物や記念碑・記念像)となるもののこと。

## や行

## ユニバーサルデザイン

特定の人を対象とせず、誰もが無理なく利用できるデザインのこと。

## ら行

## ライフ・ステージ

乳幼児期、学齢期・少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯の各時期のこと。

## ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理施設や情報通信施設のこと。

## 緑地協定

緑豊かな市街地の形成を図るために、地域住民の自主的な意思により都市緑地保全法に基づき、一定のルールを定めて緑化を推進する制度のこと。

## 緑地保全地区

都市の緑地を保全するために、無秩序な市街化の防止効果、または神社・寺院等と結びついて伝統的・文化的意義を有す

るものなどを対象に、都市緑地保全法に基づき指定する地区のこと。

#### リサイクル

資源の有効活用と廃棄物の削減を目指すために、使用済み製品、容器、廃棄物のうち、有用なものを再使用することや、新たな製品の原材料として使用すること。

#### レンタサイクルシステム

放置自転車の解消等のために、駅などに共有の貸し自転車を設け、朝夕は通勤・通学、昼間は駅から市内を利用する人に貸し出す仕組みのこと。

注意：この用語集は本市の都市計画マスタープラン用に要約しています。

## 市川市都市計画マスタープラン

---

策 定 日 / 平成 1 6 年 3 月 3 1 日

企画・編集 / 市川市建設局都市計画部都市計画課

発 行 者 / 市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 047-334-1111 ( 代表 )

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp>

